

10月改定

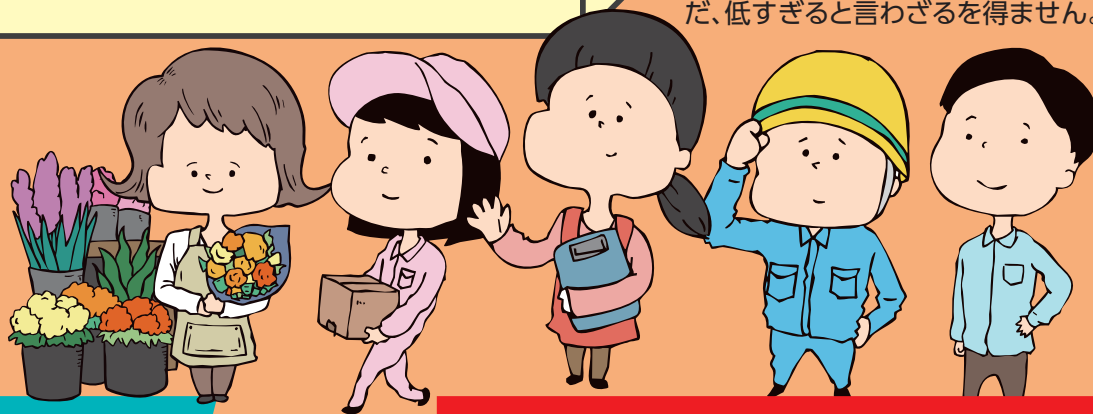
の 最低賃金

引き上げは

の
円!

最低賃金は、毎夏に都道府県の最低賃金審議会で決まります。

今年は、中央最低賃金審議会が答申した「Aランク41円」「Bランク40円」「Cランク39円」を目安に都道府県の最低賃金審議会で審議され、24県で目安を1～8円上回る引き上げを実現しました。しかし、私たちが求めているのは「誰でもどこでも人間らしく暮らせる賃金」として、全国一律1500円以上です。まだまだ、低すぎると言わざるを得ません。



最低賃金って？

「健康で文化的な最低限度の生活」(憲法25条「生存権」)を保障するために、最低賃金法では、最低賃金額より低い賃金で契約した場合は無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。また、使用者が最低賃金以上の賃金を支払っていなかった場合、使用者は労働者にその差額を支払う必要があるとともに、最高で50万円の罰則が適用されます。

パートもアルバイトも働くすべての人

時間給

円

※1日8時間を超えた分や深夜労働は25%以上割増

最賃(最低賃金)チェッカーで 自分の賃金をチェックしよう!



最賃チェッカーで **5分** でわかる
最低賃金の実態と生計費

月給でも簡単に
時給換算できるよ



最低賃金より低い
賃金で働かせるのは

違法 です!

岸田首相へ

全国一律の最低賃金に
してください!

「過去最高の引上げ」なんて言われますが、最高額の東京(1113円)と最低額の県の差は220円! 昨年より広がっています。このままでは、低い地域は低いまま、高い地域も格差拡大しないために上がらない…ならば、全国一律にしましょうよ!

労働相談はこちら! **0120-378-060**

電話相談の受付は月曜から金曜の午前10時から午後5時までです。地方によって受付時間が異なりますので各地のホームページ等でご確認ください。

ZENROREN 全労連 **国民春闘共闘**

〒113-8462 東京都文京区湯島 2-4-4

TEL (03) 5842-5611 FAX (03) 5842-5620 <http://www.zenroren.gr.jp>

2023.10